

動物の愛護及び管理に関する法律の概要

目的

- 動物の愛護
- 動物の適正な管理
(危害や迷惑の防止など)

対象動物

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物などの人の飼養に係る動物

主な内容

- 動物の飼い主の責任に関すること
- 動物取扱業（販売・保管・貸出し・訓練・展示など）の規制に関すること
- 周辺の生活環境の保全に関すること
- 危険な動物の飼養規制に関すること など

主な罰則

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つける
・・・1年以上の懲役又は100万円以下の罰金
- 動物の虐待（みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させるなど）・・・50万円以下の罰金
- 愛護動物の遺棄・・・50万円以下の罰金

動物の愛護及び管理に関する法律について

本庁保健福祉課（保健衛生係）
電話0994-22-3044

支所住民生活課（保健衛生係）
電話0994-25-2511

鹿児島県では、毎年約2,000頭の犬猫が、飼い主からの依頼により引き取られ、致死処分されています。不幸な命を増やさないために、動物を飼う前によく考え、飼い始めたら最後まで責任をもって飼いましょう。

手続きに必要なもの

69歳までの方	国民健康保険証	印鑑
70歳～74歳までの方	高齢受給者証	
75歳以上の方	老人医療受給者証	

入院した時の食事代（1食当たり）

区分	負担額 (1食当たり)	判定
一般（下記以外の人）	260円	減額なし
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	210円	減額あり
	(160円)	
低所得Ⅰ	(100円)	

() 過去12か月の入院日数が90日を超える入院

国民健康保険加入者、 高齢受給者及び老人医療受給者の方へ

本庁保健福祉課（国保・老保係）
電話0994-22-3041

支所住民生活課（保険係）
電話0994-25-2511

現在入院されている方で、食事などの減額認定を受けている方は、減額認定証の有効期限が平成18年7月31日(月)までとなっておりますので、8月1日(火)以降利用できませんので、切り替えの手続きを8月中に行なってください。

また、今後入院される方は、入院された月に手続きをお願いいたします。

第八回特別弔慰金の請求について

本庁保健福祉課（福祉係）
電話0994-22-3042

支所住民生活課（福祉係）
電話0994-25-2511

**未申請の方は、
早めに手続きを！**

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、戦没者当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、改めて第八回特別弔慰金が支給されることになりました。未申請の方は、早めにご手続きを行ってください。

なお、平成17年8月から本町において、約300名の方が請求手続きをされましたが、現在県で審査中でありますので、国庫債券受領は、もうしばらくお待ちください。

請求期限 平成20年3月31日